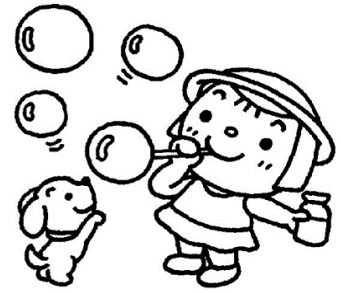


# 令和7年度 入園のご案内



令和7年4月から保育園等への入園を新規に希望される児童の入園申込みを受け付けます。

定員を超える申し込みがあった場合は、保育を必要とする度合いの高い児童から選考します。

なお、家庭状況、通園状況等を考慮の上、保護者と相談し、第2希望の園に決定する場合があります。

## ～受付期間～

令和6年11月8日（金）から12月6日（金）まで

【お問い合わせ先】

高山村教育委員会 子育て学校教育係

〒382-0825 高山村大字高井4972番地  
TEL 026-214-9761（直通）  
FAX 026-251-2470  
E-mail kyoiku@vill.takayama.nagano.jp



## 保育園、幼稚園、認定こども園の特徴

区分	保育園	幼稚園	認定こども園
目的	就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育をする施設	小学校以降の教育の基礎を作るための、幼児期の教育を行う学校	教育と保育を一体的に行う施設
対象年齢	0歳～就学前	満3歳～就学前	0歳～就学前
入園の申込みができる児童	保護者が就労など、保育を必要とする事由に該当する場合	満3歳以上	教育利用=幼稚園と同じ
			保育利用=保育園と同じ
入園の契約	村と保護者の契約	設置者（幼稚園）と保護者の契約	設置者（認定こども園）と保護者の契約
利用時間	夕方までの保育。園により延長保育を実施（延長料金あり）	昼過ぎ頃までの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施	教育利用=幼稚園と同じ 保育利用=保育園と同じ

### 支給認定

※「支給認定証」は、施設の利用や、認定の変更の際に必ず必要です。なくさないように、大切に保管してください。

保育園、幼稚園、認定こども園などの施設の利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます。

#### 1 認定の種類

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
対象となる児童	3～5歳で、教育を受ける方（保護者の就労等の要件はありません）	3～5歳で保護者の就労等により保育を必要とする方	0～2歳で保護者の就労等により保育を必要とする方
利用できる主な施設	幼稚園、認定こども園	保育園、認定子ども園	保育園、認定子ども園等
施設等の利用時間	教育標準時間認定（4時間程度の教育時間）	保育標準時間認定（1日11時間まで利用可能） 保育短時間認定（1日8時間まで利用可能）	

#### 2 保育の必要量に応じた区分

2号認定または3号認定を受ける方は、**保育の必要量**によってさらに「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」に区分されます。

##### ～～～保育標準時間認定～～～

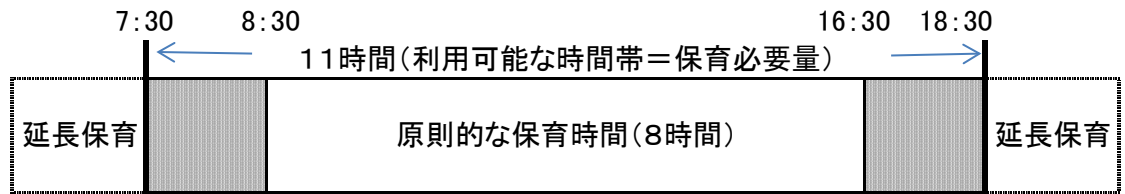
- ・就労（主にフルタイム就労を想定  
1か月あたり120時間以上の就労）
- ・妊娠・出産

##### ～～～保育短時間認定～～～

- ・就労（主にパートタイム就労を想定  
1か月あたり64時間以上の就労）
- ・求職活動

## 【保育必要量のイメージ】

### ≪保育標準時間≫

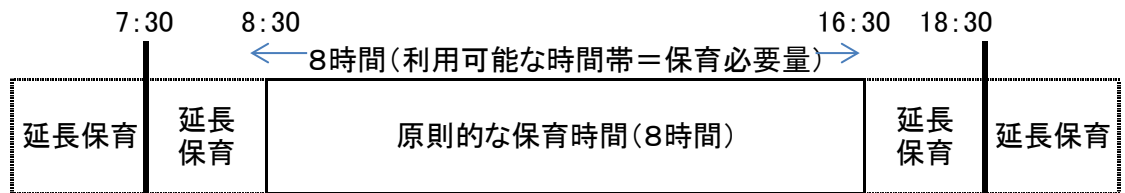


(例)Aさんの家庭

父:フルタイム就労(8時間/日、5日/週)通勤時間(片道1時間)

母:フルタイム就労(8時間/日、5日/週)通勤時間(片道1時間、送迎含む)

### ≪保育短時間≫



(例)Bさんの家庭

父:フルタイム就労(8時間/日、5日/週)通勤時間(片道1時間)

母:パートタイム就労(4時間/日、4日/週)通勤時間(片道1時間、送迎含む)

## 3 認定の有効期間

1号認定、2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日の前々日までが基本となります。(3号から2号への切替については、申請書などの手続きは必要ありません。)

### ●注意事項

- 保育必要量(時間)は年度途中で変更が可能です。(適用は申請受付の翌月からになります。)
- 保育園等でお子さんをお預かりできる時間は「保育が必要な時間」になりますので、必ず1日8時間(または11時間)利用できるわけではありません。  
例えば、就労を理由として保育園等を利用する場合は、勤務時間に移動にかかる時間(通勤時間)を加えた時間になります。買い物、食事や通院等、保育が必要な理由と直接関係がない時間は含まれません。
- それぞれの通常保育時間外は、延長保育となり、利用する保育園等により料金が設定されています。



#### 4 保育を必要とする理由

保育園などでの保育を希望する場合には、保護者(両親) いずれも次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが必要です。

「下の子の育児」「同年代の友達と遊ばせたい」「集団生活に慣れさせる」等の理由は、保育を必要とする理由には該当しません。

#### 保育を必要とする事由

- ① 就労 ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など、基本的にすべての就労を対象（自営業、在宅勤務等居宅内の労働を含む）※一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障がい
- ④ 同居親族等の介護・看護 ※長期間入院等をしている親族を含む
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動 ※起業準備を含む
- ⑦ 就学 ※職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他市町村が定める事由

～お願い～

利用後に、保護者の婚姻、離婚、転居等により家庭状況が変わった場合や、保護者の勤務先、保育を必要とする事由に変更があった場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。



## 利用手続き

### 1. 令和7年4月以降、新たに施設を利用する場合

希望施設	申込期間	申込先	提出書類
たかやま保育園	令和6年11月8日（金） ～12月6日（金）	村子育て学校教育係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給認定申請書（入所申込書）</li> <li>・「保育を必要とする理由」を証明する書類</li> <li>・口座振替依頼書（既に契約されている方は不要）</li> <li>・保育所入所同意書（たかやま保育園のみ）</li> </ul>
村外の保育園	利用先の施設に確認のうえ、 12月6日（金）まで		
村外幼稚園	利用先の施設に確認のうえ、 直接申込みください。	利用する園	利用する園にご確認ください
村外認定こども園			

（私）聖徳保育園は現在休園中です。

認可外保育園〇なないろのにな の花ほいくえんは閉園となりました。

#### ●「保育を必要とする理由」を証明するための各必要書類

保育を必要とする理由		必要書類
1	就労	就労証明書 ※就労先事業者の押印は不要とします。 <u>ただし、就労証明書を偽造、変造(無断作成、改変)した場合は犯罪となりますのでご注意ください。</u>
2	妊娠・出産	母子健康手帳（表紙と出産予定日がわかるページ）の写し
3	保護者の疾病、障がい	次のいずれかの書類 ・医師の診断書 ・障害手帳の写し
4	介護等	次のいずれかの書類 ・医師の診断書 ・介護保険被保険者証等の写し
5	災害復旧	罹災証明書の写し
6	求職活動	雇用保険支払い証明書等の写し
7	就学	在学証明書 授業のカリキュラム

## 利用手続き

### 3. 電子申請が可能となりました。

#### 電子申請に必要なもの

- ① マイナンバーカード（電子証明書付き）
- ② 「スマートフォン」または「パソコン端末とカードリーダー」
- ③ 必要書類一式

電子申請をするには…

次のリンクからアクセスしてください。

[内閣府ホームページ（ぴったりサービス）](#)

#### 入力画面までの流れ

- ① ぴったりサービスのトップページから「長野県・高山村」を選択します。  
↓
- ② 「検索条件を設定」で「カテゴリ」と「子育て」にチェックを入れて検索します。  
↓
- ③ 検索結果の中から「教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込」を選択します。  
↓
- ④ 案内に沿って、入力・申請を行います。



支給認定申請及び保育園等の利用申込にはマイナンバーが必要です。

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、支給認定に係る手続きの際、マイナンバー（個人番号）の記載が必要となりました。制度の趣旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力をお願いします。

支給認定申請書を提出する場合、マイナンバーが正しい番号であることの確認と、正しい持ち主であることの確認を行います。

- ・番号確認書類：マイナンバー通知カード等
- ・本人確認書類：運転免許証・パスポート・写真入りマイナンバーカードから1つ  
または保険証・年金手帳・年金証書等公官庁発行の発行書面から2つ

## 2. 入園までの流れ

①入園申し込み受付、締切日：令和6年11月8日（金）～12月6日（金）



②申込内容の確認・利用調整：12月中旬～1月下旬



③入園の決定（保育園等利用決定通知書などの送付）：2月初旬



④1日入園（各保育園等）：2月下旬予定

## 3. 現在、保育園、認定こども園を利用している場合、引き続き同施設を利用する場合

年1回の現況届等の提出が必要です。

利用施設	届出期間	提出先	提出書類
たかやま保育園	書類配布～ 令和6年12月6日（金）	村子育て学校教育係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況届</li> <li>・「保育を必要とする理由」を証明する書類</li> </ul>
村外の保育園			
村外認定こども園 (保育認定)			

## 4. 令和7年4月から他の施設に転園する場合、村外へ転出する場合

村子育て学校教育係にお問い合わせください。



## 利用者負担額について

令和元年10月から、保育園、認定こども園などを利用する3～5歳のすべての子どもたち及び住民税非課税世帯の0～2歳の子どもたちの利用料が無償化となり、年齢区分によって利用者負担額が変わってきます。

### ●無償化の内容について

認定区分	対象児	保育料	預かり保育の利用料(※1)	副食費
1号認定	①3歳児～5歳児	無償化	—	園での実費徴収(※3)
	②「保育を必要とする理由」がある園児	同上	月額11,300円を上限に無償化	同上
	③次のいずれかの園児 (ア) 年収360万円未満相当世帯の園児 (イ) 所得階層に関わらず第3子以降(※2)の園児	同上	—	副食費の徴収免除あり(上限4,500円)
	④2歳児クラスで満3歳の誕生日を迎えた園児	無償化	—	園での実費徴収(※3)
	⑤「保育を必要とする理由」があり、かつ市町村民税非課税世帯の園児	同上	月額16,300円を上限に無償化	同上
	⑥次のいずれかの園児 (ア) 年収360万円未満相当世帯の園児 (イ) 所得階層に関わらず第3子以降(※2)の園児	同上	—	副食費の徴収免除あり(上限4,800円)
2号認定	⑦3歳児～5歳児	無償化	—	園での実費徴収(※3)
	⑧次のいずれかの園児 (ア) 年収360万円未満相当世帯の園児 (イ) 所得階層に関わらず第3子以降(※2)の園児	同上	—	副食費の徴収免除あり(上限4,500円)
3号認定	⑨0・1・2歳児クラスで、次のいずれかの園児 (ア) 市町村民税非課税世帯の園児 (イ) 所得階層に関わらず第3子以降(※2)の園児	無償化	—	— (副食費は保育料に含まれます)

(※1) …1号認定で預かり保育の無償化を受ける場合は、施設等利用給付認定申請書の提出が必要です。

(※2) …1号認定の第3子のカウントは小学校3年生までの範囲で、最年長の子どもから順に第1子、第2子、第3子と数えます。2号・3号認定の第3子のカウントは、小学校就学前までの範囲で、最年長の子どもから順に第1子、第2子、第3子と数えます。

(※3) …令和2年度から村内の子育て家庭の支援策として副食費を無料としています。実費徴収の補助制度があります。



## 保育料について

### 1 保育料の算定

保育料無償化の対象外となっている課税世帯の0～2歳児については、給食費（主食費+副食費）を含む保育料がかかります。

保育料は、子どもの年齢や兄弟・姉妹の人数、保護者の合算した市町村民税等により決定します。

保育料の算定にあたり、次の控除の適用はありません。（税額控除前の金額で算定します。）

寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式譲渡所得割額の控除、個人の市町村民税の配当控除、寄附金税額控除における特例控除額の特例、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例、個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額(住宅ローン控除)

※3号認定から2号認定に切り替わる子どもの保育料については、年度内は3号認定の保育料となります。

### 2 保育料の切替時期

保育料の切替時期は毎年9月の予定です。

### 3 納付方法

#### ①保育園を利用する場合

保育料の納付については、口座振替としております。

#### ②認定こども園を利用する場合

保育料は、各施設にお支払いいただくこととなりますので、お支払方法に関しては、各施設にお問い合わせください。

### 4 保育料の減免

保育料の支払いが著しく困難になった場合等は、申請に基づき、保育料が減額又は減免される場合があります。

### 5 多子世帯の保育料の軽減

同時に保育園等に入所していなくても、第2子が保育所等を利用する場合は半額、3人目以降は無料となります。

### 6 市町村民税所得割課税額が57,700円未満世帯保育料の軽減

第1子の保育料半額、第2子以降の保育料は無料となります。

### 7 ひとり親世帯等の保育料の軽減

市町村民税所得割合計額77,101円未満のひとり親世帯等は、第1子の保育料は半額、第2子以降の保育料は無料となります。

## 高山村利用者負担額基準表（保育料）

### ★保育所、認定こども園保育所機能（3号認定）利用者負担

（単位：円）

小学校就学前子どもの属する世帯の階層		利用者負担額（給食費含む・月額）						
		標準時間			短時間			
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）等	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
第2	当年度分市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯を含む。）	0	0	0	0	0	0	
第3	当年度分市町村民税所得割課税額が48,600円以下	5,500	0	0	5,400	0	0	
第4	48,600円以上57,700円未満	7,500	0	0	7,350	0	0	
		15,000	7,500		14,700	7,350		
第5	73,000円以上97,000円未満	26,000	13,000	0	25,600	12,800	0	
第6	当年度分市町村民税所得割課税額の区分が右の区分に該当する世帯	97,000円以上169,000円未満	38,500	19,250	0	37,800	18,900	0
第7		169,000円以上301,000円未満	45,000	22,500	0	44,200	22,100	0
第8		301,000円以上397,000円未満	50,000	25,000	0	49,200	24,600	0
第9		397,000円以上	52,000	26,000	0	51,100	25,550	0

### ★要保護世帯等（ひとり親、障がい、老年世帯等）市町村民税所得割課税77,101円未満の場合

（単位：円）

小学校就学前子どもの属する世帯の階層		利用者負担額（給食費含む・月額）						
		標準時間			短時間			
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	
第2	当年度分市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯を含む。）	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
第3	当年度分市町村民税所得割課税額が48,600円以下	2,500	0	0	2,450	0	0	
第4	当年度分市町村民税所得割課税額の区分が右の区分に該当する世帯	48,600円以上73,000円未満	7,500	0	0	7,350	0	0
第5の一部		73,000円以上77,101円未満	13,000	0	0	12,800	0	0

※3歳未満児・・・入所年度の4月1日現在の年齢とします。

## その他の保育サービス

### 1 一時的保育

保護者のおおむね週3日程度の断続的な就労や就学、傷病・冠婚葬祭などの理由で、緊急、一時的に保育が必要な場合に保育を行う事業です。

- 利用対象 保育園等に入園されていないお子さん
- 利用手続き 事前にたかやま保育園へ問い合わせのうえ、面談をしていただき申込書を提出してください。
- 保育時間 月～金曜日 午前8時30分～午後4時30分  
長時間保育はご相談ください。
- 利用料金 3歳以上児 : 無料  
3歳未満児 : 4時間以内 1,000円、4時間以上 2,000円

### 2 高山村子育て支援センター（高山村保健福祉総合センターチャオル内）

子育て支援センターでは、子ども同士、親子の触れ合いの場として、子育て中の方との出会いの場として親子を中心に利用できるわくわく広場・遊びの広場などを開催しています。

また、未就園児を対象に、保育園の開放をしています。  
詳しくは広報紙などをご確認いただき、それぞれ、お気軽にご参加ください。

- 利用時間 月～金曜日 午前9時～午後4時

### 3 高山村子育て世代包括支援センター（高山村保健福祉総合センターチャオル内）

子育て世代包括支援センターは妊娠・出産・子育てに関するさまざまな質問、悩みが相談できる窓口です。保健師や保育士などのスタッフが、関係機関と連携しながら子育てをサポートします。

- 利用時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

### 4 ファミリー・サポート

子育てのお手伝いをしてほしい人（依頼会員）と手伝いをしたい人（提供会員）が会員として登録し、相互援助活動を行います。登録については高山村子育て支援センターへお問い合わせください。

